

株瀬戸内トラベルサービス手配旅行条件書

オンライン予約（国内・海外航空券）（他社募集型パッケージツアー）

1. 本旅行条件書の意義

- (1) お客様が「オンライン予約（国内・海外航空券）（他社募集型パッケージツアー）システム（以下「予約システム」といいます。）を利用して、当社に旅行手配のお申込みをされる場合の取扱いは、本旅行条件書の定めるところによります。
- (2) 本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 47 に定める「取引条件説明書面」及び同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。
- (3) また、他社募集型パッケージツアーの取扱に関しては、他社募集型旅行条件書（以下「他社募集」といいます）に基づき、標準旅行業約款の募集型企画旅行契約をご覧ください。

2. 手配旅行契約

- (1) この旅行は、株瀬戸内トラベルサービス（香川県高松市宮脇町 1-21-14、香川県知事登録旅行業第 3-180 号、以下「当社」といいます。）を締結することになります。
- (2) 旅行契約とは当社がお客様の委託によりお客様のために代理、媒介又は取次ぎをすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送宿泊その他の旅行に関するサービス(以下『旅行サービス』といいます)の提供を受けることが出来るように手配することを引き受ける契約をいいます。
- (3) 当社は旅行の手配にて、運送・宿泊・機関等に支払う運賃・料金その他の費用（以下「旅行費用」等といいます）の他、所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます）を申受けます。
- (4) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、当社旅行業約款手配旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。ただし他社募集型企画商品につきましては、当該他社旅行業約款募集型企画旅行契約もしくは標準旅行業約款(以下「他社約款」といいます)を適用いたします。
- (5) 当社が善良な管理者の注意を以て旅行サービスの手配をした時は、旅行契約に基づく当社の債務のりこうは終了いたします。したがって、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を出来なかった場合でも、当社がその義務を果たした時には、当社所定の旅行取扱料金をお支払いいただきます。※取扱料金については「[旅行業務取扱料金表](#)」にてご確認ください。

3. 旅行のお申込みと旅行契約の成立時期

- (1) 予約システムを利用して当社と旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社のインターネット上(<http://www.setotora.com>)ならびにそれにリンクする旅行サイトのページ上で、所定の事項を入力の上お申込みいただけます。
- (2) 当社は、お客様より予約システムによるお申込みを受けて、クレジットカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして旅行代金・取消料等のお支払を受けることを内容とする手配旅行契約(以下「通信契約」といいます)を締結することがあります。
- (3) 当社と通信契約を締結されるお客様は、お申込みの際し、お客様の有するクレジットカードの「会員番号」「有効期限」、予約システムによりお申込みをされる旅行サービスの「内容」「日程」その他当社所定の事項を通知いたします。
- (4) 他社募集契約を締結されるお客様は、お申込みの際し、お客様の情報をお伺いするパッケージツアー申込書およびパスポートコピー（以下「申込書等」といいます）に必要事項全てご記入の上、当社に郵送並びにメールにてお申込みいただけます。
- (5) 当社は、お客様のお申込みに対する承諾を e-mail 等の電子承諾通知の方法により通知します。
- (6) 旅行契約は、当社が契約の締結書承諾し、第 5 項「旅行代金、それに関わる料金・空港諸税等のお支払い」規定により振込もしくは旅行代金を受理した時に成立するものとします。
- (7) 通信契約は、本項(6)の規定に関わらず、お客様のお申込みを承諾する e-mail 等の電子承諾通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

4. 契約締結の拒否

- (1) 当社の業務上の都合により、お客様との旅行契約の締結をお断りする場合があります。
- (2) 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効である等の理由により、お客様が旅行代金・取消料等の一部又は全部を決済できない時は、当社はお客様との通信契約の締結をお断りする場合があります。

5. 旅行代金、それに関わる料金・空港諸税等のお支払

- (1) 旅行代金とは当社が旅行サービスを手配するために、運賃・宿泊料その他運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の取扱料金(変更手続き料金及び取消手数料を除く)をいいます。
- (2) 航空券発見時の徴収となります空港諸税、航空保険料及び燃油サーチャージ等は運賃本体に含まれておりません。旅行契約成立時点の確定した金額の日本円換算額を別途お支払頂きます。
- (3) 旅行代金は当社指定の期日までに、その全額を当社が指定する銀行口座へ振込もしくはクレジットカードにて決済いただきます。(他社募集に関しても同様)
- (4) 旅行開始前において、運送機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動、その他の事由により旅行代金ならびに空港諸税等の変動が生じた場合は変更することがあります。その場合はお客様の負担とさせていただきます。
- (5) 燃油サーチャージ値上げを理由とした契約解除は所定の取消料・取消手数料を申受けます。
- (6) 通信契約を締結した場合であってお客様が負担すべき費用等が生じたときは、お客様にお支払いただきます。この場合お客様が当該費用等のお支払を履行すべき日は、当社が当該費用等の

額を e-mail 等の電子承諾通知の方法やお電話等によりお客様に通知した日とします。ただし、第 8 項「契約の解除」規定により当社が旅行契約を解除した場合は、お客様が時短することになる費用等を当社所定の期日までに、当社が指定する銀行口座へ振込みの方法にてお支払いいただきます。

- (7) 旅行代金、それに関わる料金・空港諸税等のお支払い及びお客様が負担することになる費用等のお支払に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます（銀行等の振込手数料）

6. 契約の解除

- (1) お客様による任意解除

お客様は当社に通知の上下記費用をお支払いいただく事により、いつでも旅行契約を解除することが出来ます。

A.お客様が既に提供を受けた旅行サービスの対価として、又いまだに提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料・取消手数料・違約料として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、またはこれから支払う費用。

B.当社所定の取消手数料

C.当社が旅行契約を履行することによって得られるはずであった取扱料金

お客様の責に帰すべき事由による解除

通信契約を締結した場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効になり、また与信等の理由によりお客様が旅行代金・取消料等の一部または全部を決済できなくなった時、当社は旅行契約を解除することがあります。これらの場合上記費用 ABC はお客様負担となります

- (2) 当社の責に帰すべき事由による解除

当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することが出来ます。この場合当社は、旅行代金からお客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として運送・宿泊機関等に対して既に支払またはこれから支払わなければならない費用を控除した残金をお客様に払い戻します。

7. 契約内容の変更

旅行契約の成立後、お客様が旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更される場合は、第 6 項「契約の解除」の規定に準じます。

8. 旅行代金の精算

- (1) 当社は、実際に要した旅行代金と收受した旅行代金とが合致しない場合には、旅行終了後速やかに精算いたします。
- (2) 精算旅行代金が旅行代金として既に收受した金額を超えるときは、旅行者は当社に対し、その差額を支払わなければなりません。
- (3) 精算旅行代金が旅行代金としてすでに收受した金額に満たないときは、当社は旅行者にその差額を支払います。

9. 当社の責任及び免責

- (1) 当社は、当社又は当社の手配代行者の故意または過失により諸侯社に損害を与えられた時はその損害を賠償する席に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に通知があった場合に限りです。
- (2) 次のような場合は、原則として責任を負いません。
天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の事故もしくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、官公庁の命令、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。オーバーブッキング、旅券査証不備 お客様都合

10. お客様の責任

- (1) 当社は、旅行者の故意または過失により当社が損害を被ったときは、旅行者はその損害を賠償しなければなりません。
- (2) 旅行者は契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) 旅行者は旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識した時は、旅行地において速やかにその旨を当社又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

11. 個人情報の取り扱いについて

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか、当社は、①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。③アンケートのお願い。④特典サービスの提供。⑤統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用させていただくことがあります。

12. 約款準拠

本旅行条件説明書に記載ない事項は当社の旅行業約款（手配旅行契約の部）によります。

13. 旅行条件の基準日

この旅行条件は、条件書に記載された 2010 年 10 月 1 日現在の運賃、料金を基準としています。